



2023年8月14日

各 位

会 社 名 株式会社ビーブレイクシステムズ
代表者名 代表取締役社長 白岩 次郎
(コード番号：3986 東証グロース)
問合せ先 取締役管理部長 熊田 圭一郎
(TEL. 03-5487-7855)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、下記の通り、2023年9月28日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております通り、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年9月28日開催予定の第21回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2023年9月28日(木)(予定)
定款変更の効力発生日 : 2023年9月28日(木)(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、 <u>以下の事業を営むことを目的とする。</u> 1. ~ 9. (条文省略)	第 2 条 当社は、 <u>次の事業を営むことを目的とする。</u> <u>(1)~(9)</u> (現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会 <u>および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条 当社は、株主総会 <u>及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条~第 8 条 (条文省略)	第 6 条~第 8 条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 9 条 (条文省略) (1)~(2) (条文省略) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>および募集新株予約権の割当て</u> を受ける権利	第 9 条 (現行どおり) (1)~(2) (現行どおり) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>及び募集新株予約権の割当て</u> を受ける権利
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 10 条 (条文省略) 2 株主名簿管理人 <u>およびその事務取扱場所</u> は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿 <u>および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務</u> は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	第 10 条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人 <u>及びその事務取扱場所</u> は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿 <u>及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務</u> は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第 11 条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い <u>および手数料は、法令または本</u>	第 11 条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い <u>及び手数料は、法令又は本定款</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主<u>または</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領<u>および</u>その結果<u>ならびに</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>または</u>記録する。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役<u>および</u>取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>又は</u>記録する。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役<u>及び</u>取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、9名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会にお</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>いて選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 39 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 40 条 会計監査人は、株主総会<u>の決議によって選</u>任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議が<u>なされない</u>ときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 36 条 会計監査人は、株主総会<u>において選任す</u>る。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつた</u>ときは、当該定時株主総会において再任されたものと<u>みなす</u>。</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 39 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>1. <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 21 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる。</u></p>